

南島原にゆーす

☎ 人事課 ☎050(3381)5021

平成26年度 南島原市職員採用試験

募集要項

- 受付期間…7月7日(月)～8月15日(金)
- 試験日…9月21日(日)

☑試験案内・申込書は、人事課および各支所で交付します。申込書を郵便請求する場合は、「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して人事課へ請求してください。

人事課 〒859-2211
西有家町里坊96番地2

試験職種・採用予定数および受験資格

- 行政(大卒程度)…若干名
昭和59年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人。
- 土木(大卒程度)…若干名
昭和59年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人。
学校教育法に基づく大学の土木工学科系を卒業した人または平成27年3月31日までに卒業見込みの人。
- 一般事務(高卒程度)…若干名
平成元年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた人。
ただし、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成27年3月31日までに卒業見込みの人を除く。
- 建築(1級建築士または2級建築士)…若干名
高校卒業程度の学力を有し、昭和50年4月2日以降に生まれた人で、1級建築士または2級建築士免許を有する人。

南島原にゆーす

☎ 生涯学習課 ☎050(3381)5082

世界遺産ミュージカル 参加者募集

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録支援オリジナル市民ミュージカル「赤い花の記憶-天主堂物語」を開催します。

今回、ミュージカルの開催に合わせ、参加者を募集します。

- ☑50人程度
- 参加費…1,000円(保険料込)
- ☑小学3年生からシルバーの人まで、初心者大歓迎
- ☑7月25日(金)

☑各支所および公民館などに応募用紙を設置しています。
内容をご参照の上、写真と参加費を添えてお申し込みください。

【公演】
☑12月7日(日)
午後3時開演(予定)
☑ありえコレジヨホール



南島原にゆーす

☎ 福祉課 ☎050(3381)5051

昭和39年に結婚のご夫婦は申し込みを

金婚式。それは、2人が、共に健やかに、仲むつまじく過ごしてきた証し。それだけに、本人や家族だけではなく地域社会にとってうれしい出来事です。

市では、ご結婚50年(昭和39年に結婚)の記念の年を迎える夫婦に対し、金婚式を開催し、祝状と祝い金をお贈りします。

該当する夫婦は、申し込んでください。なお、市からの個別通知はしていませんので、忘れないようお願いいたします。

- 該当要件
 - ①平成26年1月1日現在、市の住民であること。
 - ②平成26年1月1日から12月31日までに、婚姻期間が50年となる夫婦
 ※詳細はお問い合わせください。
- ☑8月29日(金)
- ☑申し込みの際には、印かんを持参ください。また、その時に戸籍簿を確認しますので、あらかじめご了承ください。

南島原にゆーす

☎ 保険年金課 ☎050(3381)5039 または
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930

後期高齢者医療制度のお知らせ

- 被保険者証(保険証)の更新
「8月から被保険者証(保険証)が新しくなります」



現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までとなります。新しい保険証を7月中に交付しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限の過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、保険年金課(または各支所)までお返しください。※保険料の納付が滞っている人には、有効期間の短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口に掲示していただくことで、受診時の窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までとなります。また、食事代が減額されます。

- 認定の対象となる人
住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)
- 既に交付を受けている人
現在使用している認定証の有効期限は、7月31日までとなります。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中に交付します。
- ※「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年以内)がある場合は、さらに食事代が減額されます。(再度、申請が必要であり、適用は申請日からとなります。)
- 認定証の交付を受けるには
保険年金課(または各支所)で申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの 保険証、印かん

- 平成26年度における保険料の軽減措置

所得が少ない人の保険料については、世帯の所得に応じて次に掲げる割合のとおり **保険料の軽減措置が継続されます。**

■ 均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	軽減割合
33万円以下の場合	8.5割
※うち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の世帯	9割
33万円+(24万5千円×被保険者数)以下の場合	5割
33万円+(45万×被保険者数)以下の場合	2割

■ 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額)	軽減割合
58万円以下の場合(年金収入で211万円まで)	5割

■ 被扶養者であった人の軽減

この制度加入直前に健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者の人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,600円になります。※これらの軽減措置は、あらためて手続きする必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じていますので、お早めにご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。

